

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日

判 定 通 知 書

殿

1 氏 名 _____ 男 女

2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国 籍 ・ 地 域 _____

4 居 住 地 _____

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、口頭審理を行った結果下記のとおり判定したので、通知します。

判 定 要 旨

(1) 上記の判定に不服があるときは、この通知を受けた日から3日以内に、法務大臣に対し異議を申し出ることができます。

(2) 本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。

(3) 上記の判定に服した日から3日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。

(4) 退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

特別審理官 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。